

日本企業にはどう影響するか

EU環境規制は日本企業にとって不利か

ジェットロ 欧州課 滝 洋一郎

日本企業がEU環境規制への対応を余儀なくされている。日本企業は、「トップランナー方式」[※]などにより省エネ・再利用には一日の長があるとはいえ、製品含有化学物質の規制などに関しては、サプライチェーン上の問題など課題もある。新化学品規制（REACH）を含め、今後の動きが不透明なEU環境規制だけに不安も根強い。

■ EUルールに沿うことが必要に

日本で環境対策といえば、従来、省エネルギーやリサイクル活動を中心とした廃棄物の3R（削減〈Reduce〉、再使用〈Reuse〉、再循環〈Recycle〉）が中心であった。それが最近、EUを発信源とする環境規制が、日本企業にも大きな影響を与えている。サプライチェーン上での対策も求められる。

EUが「電気・電子機器における特定有害物質使用制限（RoHS）指令」を施行（2006年7月1日）してから既に1年以上が経過し、日本の小売店などで売られている電気・電子機器の包装に「RoHS対応済み」の表示が多く見られるようになった。

RoHSのような有害化学物質使用制限という面からの環境規制には、日本では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）がある。これらの法規は、化学物質そのものの製造・輸入についての規制や、含有化学物質の排出に関する情報提供の義務化を制度化したものだ。しかし、ヒトや環境に大きな影響を与える有害化学物質の使用を成形品の製造段階で禁止する制度はなかった。日本企業の環境対策を含めた技術レベルが世界標準と比べ一歩も二歩も先に進んでいたこともあり、化学物質に対する規制は実質的に企業の自主性に任されていた面もある。

ところが2001年、この流れを大きく変える出来

事が起きた。ソニーのプレイステーションが、輸出先のオランダの税関で止められたのだ。EUで当時既に有害物質として規制対象であったカドミウムが、部品の一部から規制値を超えて検出されたのが理由だ。このため、ソニーは代替品の使用による製造を余儀なくされた。日本国内で適正な製造管理や含有化学物質排出情報の提供によって合法的に製造された製品が、EUでは違法とされたのである。EUへの輸出やEU市場での流通が不可能となった事実と直面し、日本企業もEUルールに沿った事業展開を余儀なくされることになった。

■ 先行き不透明さが不安生む

新たな環境規制の出現で、今後の動向に対する不安も根強い。これら規制によって既存のビジネス形態が根本から覆されかねないからだ。

既に施行されている廃自動車（ELV）指令の対象分野は自動車に、廃電気電子機器（WEEE）指令やRoHSは電気・電子機器に特定されている。RoHSの規制対象の化学品目は6種類だ。対象製品・規制対象が限られているこれら規制には、代替品を使用するなど日本の技術力で十分対応が可能であり、対応済みの企業が多い。代替物質がまだ未開発の場合は、例外措置として使用禁止の適用を除外する項目も追加されており、技術レベルを勘案したものとなっている。また、サプライチェーン上での対策が求められるものの、これらの規制の対象は成形品であるため、実質的な規制対象となるのは川下のセットメーカーのみだ。2008年以降には同指令の見直しが予定されているが、今後とも対応は可能だろう。

一方、2007年6月に施行されたREACHや2008年以降に運用予定のエネルギー使用製品（EuP）指令は対象品目が限定されておらず、何をどの程度まで行う必要があるのか、いまだ不透明のままだ。

REACHでは、一定量以上使用されている対象化学品については、川上から川下までのいずれか

の段階での登録が必要になる。川下のセットメーカーにとってはサプライチェーン管理が必要になり、同様に川上の化学品メーカーには川下が何を製造するのかを把握する必要が出てくる。中小企業が大部分を占める川中のサプライヤーは、川上と川下の間で確かな情報共有のルートとしての役割も求められる。

また、どの段階で何がどれだけ使われているか、などの詳細情報の管理が求められ、それらを把握した上での対処が必要となる。RoHS 指令における規制物質のように、2006 年以降に使用さえしなければ済むという種類の対策とは大きく異なる。その上、規制は施行されたが、ヘルシンキに欧州化学品庁が 2007 年 6 月に設立されたばかりで、今後どのように運用されるのか見通しが立っていない。

EU 域外企業は域内企業と比べ不利な立場にある。域外企業は、化学品の登録を直接行うことができない。登録には域内の輸入者または企業が選任する「唯一の代理人」と呼ばれる代理人を介さねばならない。また、域外企業が、域内企業の登録した物質をこの域内企業から輸入・調達し、加工した製品を EU へ輸出する場合には、再登録の必要がない。しかし、域外企業から調達した場合、製品を EU に輸出するには登録が必要だ。登録手続き簡素化を狙って調達先を EU 域内企業に求める企業も出てこよう。域外企業にとって、技術以外の面で不安材料は多い。

EuP 指令については、14 品目が規制対象の可能性があると検討されているが、既に 6 品目の追加が発表されている。同指令では規制対象が、「エネルギーを使用」し、「年間 20 万個以上市場に流通」しており、「環境配慮設計の余地がある」製品とあいまいに定義されている。今後、個々の対象製品分野ごとに実施措置令が制定され、規制内容が具体化されていこうが、既に除外された輸送用機器を除き、ほとんどの機器が対象となる可能性を秘める。

EuP 指令が求めているエネルギー効率の面では、日本では以前からトップランナー方式を採用して製品開発に努めていること、また、ライフサイクルアセスメントを基に環境配慮設計を企業に求める制度を構築し、運用していることなどから、日本

企業にとって有利な点もある。

■業種を超え連携の動き

これら EU 環境規制に対して、日本では化審法や化管法の改正が予定される一方で、他の国・地域でも EU の環境規制に対応した法律を策定するところが増えてきた。特に中国は近年、中国版 RoHS、中国版 WEEE を策定するなど、EU 環境規制と融合可能な法律を策定するとともに、欧州化学品庁近くに政府の出先機関を構える動きがあるなど、積極的に対応する姿勢を打ち出している。

このような動きに対し、日本の関係者からは企業一丸となつての取り組みを求める声が出ている。日本電子の技術法規担当顧問の松浦徹也氏は「EU は、中国の環境規制対策をサポートする方針を打ち出すなど、関心を中国に向けている」と指摘し、日本に警鐘を鳴らす。また、日本化学工業協会 REACH タスクフォース事務局長代理の庄野文章氏是对策の一つとして、「事実上の国際基準となっているこれら EU 環境規制に対し、日本の企業、業界団体がその策定段階で EU に対する提言を積極的に行っていく必要がある」と積極参加を提案する。

他地域の企業に先立って日本企業が新たな環境規制に対応できれば、市場へのいち早い参入や、ノウハウを生かしたビジネス展開が考えられる。しかし、REACH のような規制に対し、中小企業の多くは独自対応をとることは困難なため、業界内、さらには業界間での連携が求められている。

化学物質管理を目的に川上から川下までのサプライチェーンでの情報伝達を義務付ける同規則に対し、中小企業も含めいかに対応していくのか。日本国内では、業種を超えて企業や業界団体が参画し、製品含有化学物質の適正な管理と円滑な情報開示を促進するための活動（JAMP：アーティクルマネジメント推進協議会）が始まっている。

注：市場に流通する既存製品で最もエネルギー効率が高い製品の性能をベースとし、それを超える新たな製品を作ることを求めるやり方。

「ジェットロセンサー」2008 年 3 月号（ジェットロ刊）から転載